

技能検定
林業職種(育林・素材生産作業)
3級 実技試験問題 (製作等作業試験)

次の注意事項及び仕様に従って、チェーンソーの組み立て作業、チェーンソーの暖機運転及び丸太輪切り作成作業を行いなさい。

1. 試験時間

課題1 チェーンソーの組み立て作業

標準時間 3分

打切り時間 4分 (作業終了後に調整指示があった場合の調整打ち切り時間 3分)

課題2 チェーンソーの暖機運転

打切り時間 7分 (作業終了後に調整指示があった場合の調整打ち切り時間 3分)

課題3 丸太輪切り作成作業

標準時間 3分

打切り時間 4分

2. 試験中の注意事項

(1) 共通事項

- 作業用具及び保護具等は、「5. 保護具等・作業用具一覧」で指定されたものを受け取ること。
- 受検者は試験にとりかかる前に、保護具等・作業用具の確認を受ける。一つでも基準を満たしていない保護具等及び作業用具がある場合は、試験を実施できず実技試験不合格となる。
- 作業は、試験問題に定めるもののほかは厚生労働省の「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成27年12月7日基発1207第3号)によるものとする。なお、これらに反する行為をした場合は失格又は減点の対象となる場合がある。
- エンジンを始動させるときは、チェーンブレーキをかけていかなければならない。
- チェーンブレーキの作動、解除はチェーンソーを両手で保持した状態で行う。ただし、ガイドバーが試験木の内側にあるときは右手でブレーキをかけて也可とする。また、地面に置いての右手解除は可とする。
- エンジンがかかった状態で、チェーンブレーキをかけずに移動してはいけない（移動とは二歩以上歩くことを示し、体勢の変更は含まない）。ただし、ガイドバーが試験木の内側にあるときは除く。
- エンジンがかかった状態でソーチェーンに触れてはいけない。
- チェーンソーを持ち運ぶ際はガイドバーを組付けた状態で、ソーチェーン全体を覆うようにカバーを取り付けておくこと（試験終了時にはカバーを取り付けてから検定委員に終了の合図を行うこと）。
- 試験中、携帯電話等外部との連絡を取ることが出来る通信機器の使用は禁止する。

(2) 課題1 チェーンソーの組み立て作業

- ①受検者は、作業エリアに入ったら手及び手首の怪我の有無について確認を受ける。
- ②検定委員の「開始」の合図で、チェーンソー本体とソーチェーン、ガイドバーをばらした状態で作業台上にあるチェーンソーを組み立てる（作業中は、素手又は軍手の使用も認める。）。
- ③作業が終了したら挙手をして検定委員に知らせること。
- ④検定委員の確認後、組み立て状態に不適当とされる箇所が見つかった場合は、適正な状態に調整をすること（3分を経過しても作業が終了しなかった場合は失格となる。）。

(3) 課題2 チェーンソーの暖機運転

- ①検定委員の「開始」の合図で作業を開始する。
- ②受検者は、チェーンソーのエンジンをかけ、アイドリングを行った後、ソーチェーンを回し、チェーンオイルを吐出させる。
- ③作業が終了したら挙手をして検定委員に知らせること。
- ④暖機後にソーチェーンが緩んだ場合、作業終了を検定委員に知らせる前であれば、張り直し作業を行うことは可とする。
- ⑤検定委員の確認後、チェーンソーの状態に不適当とされる箇所が見つかった場合は、適正な状態に調整すること（3分を経過しても作業が終了しなかった場合は失格となる。）。

(4) 課題3 丸太輪切り作成作業

- ①輪切りの厚さを定める作業に、物差し等の計測器具は使用できない。
- ②試験開始前の資材確認で、支給された材料に異常が見つかった場合は、検定委員に申し出ること。
- ③試験開始後は原則として、支給材料の再支給はしない。
(支給材料内部に節があることが分かった場合でも、支給材料の再支給はしない。)
- ④開始位置に立ち作業を行う準備が整ったら、検定委員に準備が整ったことを知らせること。
(開始位置の左右は受検者の任意で選択可能)
- ⑤作業が終了したら開始位置に戻り、チェーンソーのエンジンを切った後、挙手をして検定委員に知らせること。

3. 課題内容・仕様

課題1 チェーンソーの組み立て作業

作業に使用するチェーンソー本体と、ソーチェーン及びガイドバーの組み立てを行う。

課題2 チェーンソーの暖機運転

作業に使用するチェーンソーの暖機運転を行う。

課題3 丸太輪切り作成作業

以下の手順で厚さ5cmの輪切りを2枚作成する。

1枚目：丸太上部から切り下げる輪切りを作成する。その際に、切り直しを行わないこと。

2枚目：丸太中央の指定範囲で切り合うように輪切りを作成する。

上下どちらから切り込んでも構わない。

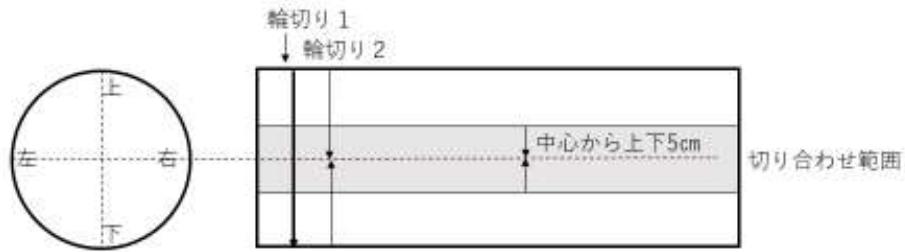
ただし、最初の切込みの後、バーをいったん丸太から離し、次の切込みを行うこと
(回し切りを行わないこと)。また、切り合わせに際して切り直しを行わないこと。

作成課題			
1枚目	厚さ	上	5 cm
		下	5 cm
		左	5 cm
		右	5 cm
2枚目	切り合わせの段差	0 cm	

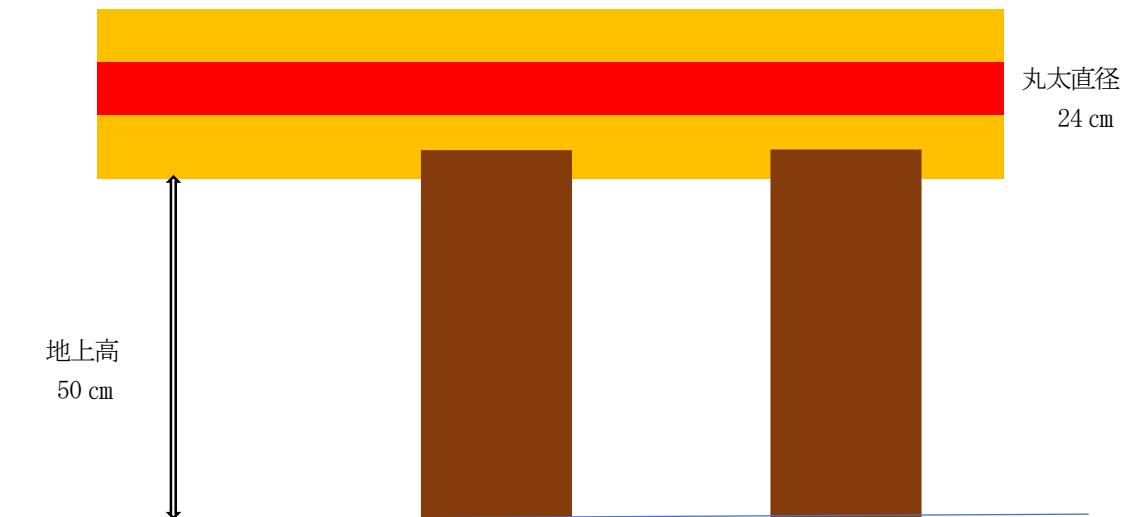
4. 支給材料および設置方法

(1) 支給資材

直径24cmに円柱加工された針葉樹丸太



(2) 設置方法



5. 保護具等・作業用具一覧

(1) 受検者が持参するもの

ア 保護具等

品名	仕様・規格等
ヘルメット	飛来・落下（昭和 50 年労働省告示第 66 号）適合品で、変色等 経年劣化していないもの※ 加えて、6 (1) 保護具等に係る失格要件参照
保護網（バイザー）もしくは保護めがね	6 (1) 保護具等に係る失格要件参照
イヤマフもしくは耳栓	6 (1) 保護具等に係る失格要件参照
上着衣服	6 (1) 保護具等に係る失格要件参照
手袋	防振及び防寒に役立つ厚手の手袋を使用すること。なお、一般的に林業用とされているものであれば可とするが、破れ等で皮膚が露出しているもの及び軍手の使用は認めない（ただし、チエーンソーの組み立て作業に限り軍手の使用を認める）。
防護衣	JIST8125-2 2022class1 以上 又は ISO、EN、ASTM、AS/NZS 規格 class1 以上の表示がある防護ズボン又はチャップス 生地の外見に切れ、裂け、穴の損傷がないもの 生地の損傷を補修した跡がないもの ※ただし、防護材料を覆う部分以外（ポケットや臀部等）の損傷又は補修は除く
履物	JIST8125-3、ISO、EN、ASTM 規格及び AS/NZS 規格 class1 以上の表示がある安全靴 又は JIST8101 の表示のある金属製先しん付きの安全靴と JIST8105class1 以上の表示のある脚絆の併用 ※地下足袋型の履物では受検できない 生地の外見に切れ、裂け、穴の損傷がないもの 生地の損傷を補修した跡がないもの ※ただし、金属製先しん付き安全靴の先しん部分の傷は除く

※ 保護帽は、厚生労働省告示 66 号に適合し、型式認定を受けたものを使用すること。また、使用を開始してから F R P（熱硬化性樹脂）は 5 年、ABS, PC, PE（熱可塑性樹脂）は 3 年が交換の目安とされているため、変色等経年劣化していない保護帽を着用すること。

イ 作業用具

品名	仕様・規格等
ロングハンドルチェーンソー※ (エンジン式)	6 (2) 作業用具（チェーンソー）に係る失格要件参照
ガイドバー	6 (2) 作業用具（チェーンソー）に係る失格要件参照
ソーチェーン	6 (2) 作業用具（チェーンソー）に係る失格要件参照
ガイドバーカバー	6 (2) 作業用具（チェーンソー）に係る失格要件参照
工具類	コンビネーションレンチ又はプラグレンチ等

※ 40cc 以上のチェーンソーはチェーンソーの規格（昭和 52 年 9 月 29 日労働省告示第 85 号）に適合したものを使用すること。

※ チェーンソーの燃料は、十分補給しておくこと

(2) 試験場に準備されているもの

品名	寸法又は規格	数量	備考
チェーンソー組立作業台	長さ 180 cm×幅 75 cm×高さ 80 cm	試験エリア内 1 台	
丸太輪切り用土台	高さ 50 cm	試験エリア内 1 台	

6 失格要件

(1) 保護具等に係る失格要件

保護具等		確認項目	
001	ヘルメット適合品	001-1	亀裂等の損傷がないか、(部位、長さは問わず亀裂は不可)
		001-2	顎紐は付いているか
002	保護網 (バイザー) もしくは保護めがね	002-1	保護網 (バイザー) : 網が破れていないか (1 cm以上の破れは不可) 保護めがね: 亀裂等の損傷がないか、(1 cm以上の亀裂は不可)
003	イヤマフもしくは耳栓	003-1	イヤマフもしくは耳栓に亀裂等の損傷がないか (1 cm以上の亀裂は不可)
004	上着衣服	004-1	袖締りが良い長袖の上着か
005	手袋	005-1	破れ等で皮膚が露出していないか (軍手は不可だが、チェーンソーの組み立て作業に限り軍手の使用を認める)
006	防護衣	006-1	JIST8125-2 2022class1 以上 又は ISO、EN、ASTM、AS/NZS 規格 class1 以上 の表示がある防護ズボン又はチャップス
		006-2	生地の外見に切れ、裂け、穴の損傷がないか 生地の損傷を補修した跡がないか ※ただし、防護材料を覆う部分以外 (ポケットや臀部等) の損傷又は補修は除く
007	履物	007-1	JIST8125-3、ISO、EN、ASTM 規格及びAS/NZS 規格 class1 以上の表示がある安全靴 又は JIST8101 の表示のある金属製先しん付きの安全靴と JIST8105class1 以上の表示のある脚絆を併用 ※地下足袋型の履物では受検できない
		007-2	生地の外見に切れ、裂け、穴の損傷がないか 生地の損傷を補修した跡がないか ※ただし、金属製先しん付き安全靴の先しん部分の傷は除く
		007-3	その他、ソールの剥がれ等実技試験実施に差支えがあるとみなされる損傷がないか

(2) 作業用具（チェーンソー）に係る失格要件

作業用具		確認項目	
008	ロングハンドルチェーンソー ※電動及びトップハンドルチェーンソーは不可	008-1	フロントハンドガード（ブレーキレバー）に亀裂等の損傷がないか（少しでも亀裂があれば不可）
		008-2	チェーンブレーキは正しく作動するか（チェーンブレーキをかけた状態でソーチェーンが回らないか）
		008-3	スロットルロックアウトに亀裂等の損傷はないか（1cm以上の亀裂は不可）
		008-4	スロットルロックアウトは正しく作動するか（スロットルロックアウトを握りこんでいない状態でスロットルが動かないか）
		008-5	チェーンキャッチャーに欠けや元の形が変わるような歪みや損傷はないか（チェーンソーをひっくり返し、ソーチェーン先端からガイドバーを覗き込み、ソーチェーンがチェーンキャッチャーの内側にあること）又は、（チェーンソーをひっくり返し、真上から見て、ソーチェーンが全てチェーンキャッチャーに隠れること）
		008-6	リアハンドガードに亀裂等の損傷はないか（部位は問わず1cm以上の亀裂は不可。亀裂が1cm未満であっても混合油の漏れがある場合は不可。）
		008-7	クラッチカバーに亀裂等の損傷はないか（亀裂は、部位、長さを問わず不可。欠けがある場合、チェーンソーを横から見て、ソーチェーン、ガイドバー、スプロケット又はクラッチ本体が少しでも見える欠けは不可）
		008-8	安全に支障をきたす異常がないか（前ハンドルが完全に左右に分離しているもの等は不可）
009	ガイドバー	009-1	安全に支障をきたす異常がないか（亀裂は長さを問わず不可。5mm以上の曲りがあるもの、ドライブリンクが見えるガイドバーの消耗、欠けは不可）
010	ソーチェーン	010-1	上刃の長い方が3mm以下の長さになっている刃がひとつもないか
011	ガイドバーカバー	011-1	ソーチェーンが露出するような損傷はないか（テープ等で補修していれば可。また、スパイク部分の隙間は露出としない）

(3) 作業中、作業後の失格要件

課題 1	打切り時間（4分）を経過しても作業が終了しない場合
	組立て後の調整が3分を超えても作業が終了しなかった場合
課題 2	怪我があった場合（治療の要不必要は問わない）
	チェーンソーを落とし掛けで始動した場合
	作業中に資機材や作業用具の破損（ソーチェーンの脱落を含む）や保護具等の損傷があった場合 ※ 保護具等のうち、防護衣・履物の損傷とは、内部の保護繊維の状態に関わらず、表面生地に大きさは問わず新たな穴が開くような傷が出来ている状態を示す
	打切り時間（7分）を経過しても作業が終了しない場合
	暖機運転終了後、オイル吐出量の設定、ソーチェーンの張具合の調整が必要なケースで、3分を経過しても作業が終了しない場合
	怪我があった場合（治療の要不必要は問わない）
課題 3	チェーンソーを落とし掛けで始動した場合
	アイドリングの状態でソーチェーンが回転している場合
	作業中に資機材や作業用具の破損（ソーチェーンの脱落を含む）や保護具等の損傷があった場合 ※ 保護具等のうち、防護衣・履物の損傷とは、内部の保護繊維の状態に関わらず、表面生地に大きさは問わず新たな穴が開くような傷が出来ている状態を示す
	輪切りが完成しなかった場合（ガイドバーを捻ることで切り残し部分を折り、輪切りを完成させた場合も該当する）
	打切り時間（4分）を経過しても作業が終了しない場合

課題 1 から課題 3 共通：上記以外で、検定委員が危険と判断した場合は、試験を中止し、失格とすることがある。